

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 2 3 日

指定居宅介護支援事業者 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

春日部市介護保険課長

介護保険申請書の様式変更および主治医意見書の運用改正について

本市の介護保険行政の運営につきまして、日ごろより格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国が推進する「介護情報基盤」の整備等を見据え、令和 8 年 4 月より主治医意見書の様式が改正され、主治医が記入する「利用同意欄」が削除されます。

これに伴い、本市においても介護保険申請書の様式（本人同意欄等）を改訂し、情報共有の仕組みを整理いたします。

つきましては、申請代行等の実務において円滑な運用が図れるよう、内容をご確認の上、適切にご対応くださるようお願い申し上げます。

1. 改正の適用時期 ※新様式への切り替えにご協力をお願い申し上げます。

令和 8 年 4 月 1 日以降の申請受付分より

2. 申請書様式の入手方法について

別添の「要介護認定申請書」を使用してください。なお、準備でき次第、市ホームページへ掲載しますのでダウンロードしてご使用ください。

掲載場所：市ホームページ＞ >健康・保険・福祉＞ >介護保険

> >介護サービス利用者の皆さんへ> >要介護認定申請手続き

3. 主な変更点と実務上の留意事項

(1) 情報共有の仕組みの整理

主治医意見書の様式から「利用同意欄」が削除されます。

今後は、市が申請時に取得する本人同意をもって、関係機関（ケアマネジャー等）への情報提供を行う仕組みに一本化されます。

裏面あります

(2) 介護保険申請書における「同意欄」の改訂

主治医による個別の同意記入がなくなることに伴い、申請書上の同意欄が、主治医とケアマネジャーの皆様との情報連携を支える重要な役割を担います。今回の改訂では、主に以下の内容を整理しました。

①多職種連携で共有する情報が明確になります。

主治医意見書だけでなく、事業所が把握している心身の状況など、適切なプラン作成のために必要な情報が共有の対象であることを記載しました。

②将来のデジタル化（電子共有）に対応します。

国の「介護情報基盤」に加え、市が指定する情報連携システム等を通じた迅速な情報共有にも対応できるよう、同意の範囲を整えています。

③情報の提供先を最新の状態に整えています。

地域密着型サービスや総合事業など、現在のサービス提供体制に即した関係機関へと整理を行いました。

(3) 代行申請時における留意事項

主治医の同意欄廃止に伴い、申請書上の同意が資料提供の重要な根拠となります。代行申請の際は、以下の点にご留意ください。

①本人の同意（氏名記入）について

居宅介護支援事業所等による申請代行の場合、本人氏名欄は「自署」または「記名（印字・ゴム印等）」で差し支えありません。

※ケアマネジャー等が同意内容を本人・家族へ十分に説明し、了承を得ていることが前提です。

②代筆者氏名の記載

代行者が氏名を記入（代筆）した場合は、代筆者の氏名を必ず記入してください。記載がない場合、資料提供に支障をきたす恐れがあります。

【 問い合わせ先 】

介護保険課介護認定担当

048-796-8295（直通）

【別添:申請書同意文言の説明例】

※申請される方等へ説明する際にご活用ください。

【令和8年4月1日以降の要介護認定申請書 同意文】

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、春日部市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、春日部市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する(市が指定する情報連携システム又は地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。)ことに同意します。また、更新申請において、申請日から30日以内に認定がなされない場合、現在の認定の有効期間内であれば認定延期通知の省略に同意します。

1. 情報の共有について

「ここに署名をいただくことで、市と主治医、ケアマネジャーなどの間で、適切なプランを作るために必要な情報を共有することに同意をいただいたこととなります。」

2. 情報の提供先について

「情報の提供先は、介護サービスを担当する関係機関（主治医、医療介護関係事業所、包括など）に限定されています。適切な支援を行うための範囲内で共有されます。」

3. 共有の方法（電子化への対応）について

「今後、市が指定する情報連携システムなどを用いて、より正確かつ迅速に情報を共有するための同意も含まれています。関係機関の間で、大切な情報を漏れなく、速やかに連携するための仕組みです。」

※ケアマネジャー・相談員の皆様へ

同意の内容について、本人様やご家族様からより詳細な説明を求められた場合や、直接市への確認を希望されるような場合には、介護保険課認定担当へお問い合わせいただくようご案内ください。市の窓口でも、制度の趣旨などについて改めてご説明させていただきます。